

諮問日：令和2年8月12日（令和2年度（最情）諮問第16号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第49号）

件名：司法記者クラブに提供した資料の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法記者クラブに提供した資料（直近の分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和2年5月7日付け司法記者クラブ名簿」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年7月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書以外にも、発令当日の午前5時報道解禁の裁判官人事に関する文書といった、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる。
- 2 令和2年5月7日、特定の裁判官人事に関する情報が特定の報道機関から特定のウェブサイト等に配信されたことからしても、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書については、「本件開示申出の受付日である5月7日の直近に司法記者クラブに提供した資料」と整理した。そして、文書探索の結果、

同日付けで司法記者クラブに提供した「司法記者クラブ名簿」（本件対象文書）を対象文書と特定し、一部不開示の判断を行ったものである。

- 2 苦情申出人は、発令日当日の午前5時報道解禁の裁判官人事に関する文書といった司法行政文書が存在すると思われる旨主張している（ここでいう発令日は、同人が開示を受けた「司法記者クラブ名簿」の作成日付である「5月7日」を指すと思われる。）が、これに該当するような司法行政文書は司法記者クラブに提供しておらず、作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年8月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和3年1月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書については、「本件開示申出の受付日である5月7日の直近に司法記者クラブに提供した資料」と整理し、同日付けで司法記者クラブに提供した本件対象文書を対象文書として特定したとのことである。本件開示申出書に記載された内容及び本件対象文書の作成日付を踏まえるならば、本件開示申出文書についてこのように整理した上、その対象文書として本件対象文書を特定したことは合理的である。

この点について、苦情申出人は、本件対象文書以外にも、令和2年5月7日当日の午前5時報道解禁の裁判官人事に関する文書といった司法行政文書が存在すると思われる旨主張する。しかしながら、苦情申出人の主張する当該文書が存在したとしても、当該文書が同日のうちに司法記者クラブに提供されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、本件開示申出文書である「5月7日

の直近に司法記者クラブに提供した資料」に本件対象文書が該当することを踏まえるならば，苦情申出人が主張する文書は本件開示申出文書には該当しないというべきである。

そのほか，最高裁判所において，本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって，最高裁判所において，本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において，本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委   員                    門   口   正   人

委   員                    長   戸   雅   子